

本別町議会基本条例（素案）に対する町民の意見と町民意見に対する本町議会の考え方

No	ご意見等		本別町議会の考え方
	指摘箇所	意見等	
1	P1	前文 「町民」について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義があったほうがいい。法人格も認めるつもりなのか分からない。
	P3	第5条3項 「支障のない範囲」	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、町民の定義を解説文へ追加します。 1．前文の上段2行中に記載されている「町民」については、選挙権を有する人。 2．上記以外に記載された「町民」の考え方は、本別町に住所を有する人、本別町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、本別町内の事務所又は事業所に勤務する人、本別町の学校に在学する人。
	P3	第5条3項 「支障のない範囲」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何に支障のない範囲なのか。支障があるかどうか誰が判断するのか。
	P3	第5条 各議員の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町議会では、本会議及び常任委員会での議案は傍聴者へ配布しております。（当初予算書、決算書除く） ・ 配布可能部数については、今までの実績をふまえた数しか用意していないため「支障のない範囲」としてしています。ただし、不足した場合は、ただちにではありませんが、後刻配布します。 ・ 本件については、解説文にも追加します。
P3	第5条 各議員の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する各議員の意見は公表するべきで、その規定は外す必要がない。 	
P4	第6条 「反問」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由闊達な議論が優先されるなら、反問は広く認められるべきで、別に定める必要がない。議長が許可すれば足りる。 	
P4	第6条 「反問」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会での議員の発言内容は会議録として公開しており閲覧することができます。（議会事務局、図書館、勇足・仙美里出張所、ホームページ） 条例中第13条第2項において、議会は町政に係る重要な情報をすみやかに公表すると規定しています。また、町民懇談会でも配布しています議会報告書中、活性化の取り組み計画において、28年度から議会だよりで議案に対する賛否状況の公開を行うとしています。 	
P4	第6条 「反問」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長及び委員長が許可します。 ・ 町長等が、内容の確認、質疑の趣旨、質問の背景・根拠を確認する場合に行うもので、要綱では手順等について定めています。 	

1	P 6	政務調査費の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費の交付、公開、報告については規定すべきであって外す必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本別町議会議員への政務活動費は支給されておりません。
	P 8	第13条4項 議会モニターについて	<ul style="list-style-type: none"> ・設置することができる旨の規定を最高規範と自称する条例に入れる必要がない。設置して、議会を中継し、広く住民に公開するようにしたらいいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、第13条4項中、「議会モニターを設置することができます。」から「議会モニター制度を設けることができます。」に修正いたします。 ・モニター制度は議員定数等大きな問題が生じた場合に設置する考えです。 ・議会中継については、今回が初めての御意見でしたので、今後このような意見が複数あれば検討しなければならないと考えます。
	P 9	第17条 見直し手続	<ul style="list-style-type: none"> ・最高規範なら、見直手続きはより厳格にならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証が必要である場合はその都度、それ以外は4年に1度検証することとしています。
	全体的に		<ul style="list-style-type: none"> ・条文の並び方、言葉の選び方を見ても、栗山町議会基本条例にならったもので、熟慮を重ねたうえで素案を練ったとは思えない。また、上記のとおり個別に指摘した所を見ると栗山町よりトーンダウンしている印象がある。最後に、栗山町は約4年熟議を重ねたうえで本条例を制定したそうだが、本町において、そのような機運が醸成されているとは思えない。よって本条例の制定そのものに反対である。私の意見はこのまま公表してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革・活性化の取り組みの中で、平成24年度以降議会運営委員会が中心となり、研修、先進地視察等を行い、議員協議会に諮り、議会独自の基本条例が必要であるとの結論に達し制定することとなりました。 ・議会運営委員会を42回、議員協議会を19回、合わせて61回開催しながら議論をし、身の丈にあった条例をつくるべく進めてきました。 ・大空町、芽室町、むかわ町などの議会基本条例を参考にしています。

2	P1	前文、 第1条 目的	・基本条例の制定は良いことですが、本町の条例も含めて町民に周知させなければ開かれた議会にはならないと思います。	・議会基本条例制定後、条文の解説をつけたものを冊子にして、全戸配布をいたします。
	P3	第4条 議員の活動	・議員の個々の活動報告がなければ町民は活動内容がわからないので、議員も信頼ないのではないか。活動報告の義務化が必要では。	・議会全体としては議会だよりや議会報告書で報告しております。議員個々の活動については個人対応としています。
	P7	第11条 議会事務局 の充実	・事務局員には法令の専門的知識のある人も必要だと思います。	・議会事務局員の人事異動はありますが、基本は法令書を参考に進めておりますし、時には道議長会事務局へ確認することもあります。
	P8	第13条 議会広報及 び広聴の充 実	・町民の意見や指摘・要望などを議会だより等で公開してはどうでしょうか。(例「70代男性、50代女性」という形ではどうでしょうか。)	・懇談会でのご意見等については、まちづくり速報版で、議会傍聴後の感想・ご意見(コーヒークレイク)や広報広聴委員会が行いますミニ懇談会でのご意見については、議会だよりでお知らせしております。 ・例として提案いただきました方法につきましては、今後、検討させていただきます。
	P9	第17条 見直し手続 き	・検証は委員会だけでなく外部検証委員会も設置してはどうか。	・本別町議会が定める基本条例ですので自ら検証することが基本と考えます。
3		全体	・条例文が難しい。皆さんが理解できるような表現にするよう検討してほしい。	・多くの方に理解をいただけるような条文にすることを心がけて取り進めてきました。解説、用語解説も付けておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

4 、 5		<p>第6条 反問権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問権については、実施要綱で細かく規定して、議会活性化につながるような形で進めてほしい。 ・有効活用されていない町村もあるようだが、他の町村より前に出てフリーにやってもらうよう希望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町議会では反問権は実施要綱で規定しておりますが、<u>反論権</u>は付けていません。正確に相手に伝わる質問をすることが基本と思います。質問が明確でない場合、内容の確認、質疑の趣旨、質問の背景・根拠について、町長等が反問できます。
-------------	--	---	---